

○出雲市文化・スポーツ活動激励金交付要綱

(平成17年出雲市告示第193号)

改正	平成24年3月30日告示第139号	平成27年3月31日告示第272号
	平成28年11月30日告示第391号	平成30年3月13日告示第97号
	平成30年7月31日告示第408号	令和3年3月19日告示第200号
	令和4年3月17日告示第98号	令和6年3月26日告示第63号

(目的)

第1条 この要綱は、文化活動及びスポーツ活動の全国大会に出場する個人又は団体に対して激励金を交付し、もって出雲市の文化活動及びスポーツ活動の振興を図り、うるおいとゆとりのある文化と教育の都市(まち)を創出することを目的とする。

(激励金の交付対象大会)

第2条 激励金の交付対象となる大会は、別表に定める各種全国大会とする。ただし、文化部門の全国大会については、県大会以上の選考を経ず参加する場合又は作品のみの参加の場合は、激励金の交付を行わない。

[別表]

(激励金の交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に所在する高等学校、専門学校、短期大学、大学に在学する者若しくは市内に所在する事業所に勤務する者又は市内に住所を有する者(中学生以下の者を除く。)
- (2) 出演者又は選手以外の監督等関係者は、参加申込書等に記名のある1人に限り交付対象者とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、国民スポーツ大会においては、島根県スポーツ協会が提示する本市の選手等(中学生及びふるさと選手を含む。)を、全国障害者スポーツ大会においては、島根県障害者スポーツ協会が提示する本市の選手等を交付対象者とする。

(交付の特例)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、激励金の交付対象とする。

- (1) 全国都道府県対抗男子駅伝競走大会に参加登録された中学生で、市内に所在する中学校に在学する者又は市内に住所を有する者
- (2) 全国都道府県対抗女子駅伝競走大会に参加登録された中学生で、市内に所在する中学校に在学する者又は市内に住所を有する者

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表に定める額とする。

[別表]

(交付の手續)

第5条 激励金の交付申請をしようとする者は、別記様式の激励金交付申請書(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、事前に市長に提出しなければならない。ただし、事前に交付申請をすることが困難な場合は、大会終了後30日以内に限り、事後に交付申請をすることができる。

[別記様式]

- 2 団体で大会に出場する場合は、団体の代表者等が前項の申請を行うものとする。
- 3 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会においては、出雲市スポーツ協会及び出雲市身障者福祉協会が申請を行うものとする。
- 4 市長は、提出された申請書を審査し、適当であると認めたときは、速やかに申請者に、激励金を交付するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の出雲市文化・スポーツ活動激励金交付要綱(平成13年7月12日出雲市告示第212号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成24年3月30日告示第139号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第272号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成27年3月31日から施行する。

附 則(平成28年11月30日告示第391号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度分の激励金から適用する。

附 則(平成30年3月13日告示第97号)

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。ただし、第3条の2第1号及び第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月31日告示第408号)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日告示第200号)

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則(令和4年3月17日告示第98号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月26日告示第63号)

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。ただし、第3条、第5条及び別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条関係)

対象となる全国大会		激励金
国民スポーツ大会 全国障害者スポーツ大会		1人当たり5,000円
文 化 部 門	国民文化祭 全国健康福祉祭	41名以上の交付対象者で構成する団体・種目(部門)で出場する場合 20万円
	(一社)全日本吹奏楽連盟及び (一社)全日本合唱連盟が主催する全国大会 (公社)全国高等学校文化連盟が主催する全国高等学校総合	

	<p>文化祭等の全国大会 全国高等学校長協会、 全国商業高等学校長協会、 (公社)全国工業高等学校長協会、 全国定時制通信制高等学校長協会、 全国農業高等学校長協会が主催する全国大会 (公社)日本将棋連盟及び (公財)日本棋院が主催するアマチュアの全国大会</p>	
<p>スポーツ部門</p>	<p>(公財)日本スポーツ協会加盟の競技団体の中央組織が主催する選手権大会 全国高等学校総合体育大会 全国高等学校選抜大会 全国高等学校野球選手権大会 選抜高等学校野球大会 全国高等専門学校体育大会 全国高等学校定時制通信制体育大会 全国高等学校体育学科・コーススポーツ大会 ジャパンパラ競技大会 (公財)日本パラスポーツ協会加盟の競技団体の中央組織が主催する選手権大会 全国健康福祉祭</p>	
	<p>その他市長が認めた上記に準ずる文化・スポーツに関する各種全国大会</p>	<p>同上</p>

別記様式(第5条関係)

出雲市文化・スポーツ活動激励金交付申請書